

必要な人に必要な介護を



# STOP! 介護崩壊

## 新型コロナ感染症に負けない

もしもしピンピン  
だったのよ

衛生資材が  
足りない

感染症対策に  
人手とお金が



新型コロナは  
介護がピンピン

利用者の  
利用控えで  
経営難

介護労働者  
が足りない

コロナ危機の中、介護サービスの利用を手控えた高齢者のなかには、認知機能や身体機能の衰え、骨折など、コロナフレイルと呼ばれる状態が広がっています。家族による虐待の増加も懸念されています。コロナの中でも、安全・安心の介護を受けられる状態をつくるのが求められています。

そのためには国による減収補償とともに、衛生資材の十分な調達や、利用者、労働者が定期的にPCR検査が受けられることが必要です。また、デイサービスや介護施設で3密を生み出さない十分な空間の確保のために、利用者定員を減らしても経営を維持できる基本報酬に引き上げることが求められています。

介護職員の賃金を大幅に引き上げ、人員を増やして、体調に異変があったときに休みやすい職員体制が不可欠です。特に人手不足が深刻な訪問介護は、専門職にふさわしい安定した賃金が必要です。

介護事業所の収入を決める介護報酬の改定が2021年4月におこなわれます。年末に概算要求として予算案に編成されます。介護保険への国の負担率(現在25%)を大幅に引き上げて、必要な人が必要な介護を受けられる体制をつくりましょう。

コロナに負けない介護現場をつくるため、署名にご協力をお願いします。

**介護保険料(※65歳以上全国平均)**

発足時(2000年) 2,911円 → 第7期(2018年~2020年) 5,869円 (2倍に!)

特養ホームの自己負担		サービス利用率	
2005年	食費・部屋代が自己負担に	2015年	2割負担導入
2015年	負担軽減制度を縮小	2018年	3割負担導入
2021年	さらに縮小予定	2021年	高額介護費上限引上げ予定 (所得区分により最大140,100円/月)

**サービス縮小**

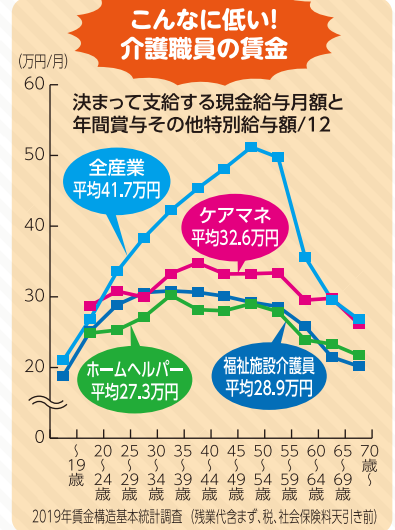
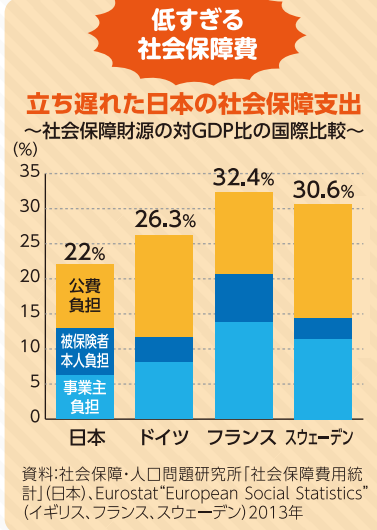
2015年 特養の入所を原則要介護3以上に  
要支援1・2は自治体の総合事業へ

2012年 生活援助サービス短時間化1時間→45分へ

2018年 一定回数以上生活援助サービスの届け出制

**社会保障は国の責任です**

日本国憲法 第25条  
1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。  
2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。



全労連 介護・ヘルパーネット

〒113-8462  
文京区湯島2-4-4全労連会館4階  
(TEL)03-5842-5611

詳細はこちら全労連HPへ

<http://www.zenroren.gr.jp/jp/kurashi/index.html>

